

地方独立行政法人山口県産業技術センター業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年山口県規則第号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、その業務の効果的かつ効率的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本的な事項)

第5条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができるものとする。

(その他)

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

法律

○地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号） 抜粋

（業務方法書）

第二十二條

地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

県規則

○地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（案）抜すい

（業務方法書の記載事項）

第二条 法第二十二條第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務運営に関する基本方針
- 二 業務委託の基準
- 三 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- 四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

地方独立行政法人山口県産業技術センター業務方法書の概要

| 項 目 | 内 容 (案) |
|-------------------|---|
| 業務方法書とは | 一般には、業務開始に際して、法人が、その業務の適正な運営に資するために、具体的な業務の方法の要領等の基本ルールを記載する書類をいう。 |
| 作成の理由 | 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条に基づき作成する。 |
| 業務方法書の認可 | <p>○作成した業務方法書は、山口県知事の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする(法第22条第1項)。</p> <p>○山口県知事は、業務方法書を認可をしようとするときは、<u>地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会の意見を聴かなければならない</u>(法第22条第3項)。</p> |
| 業務方法書の公表 | 法人は、山口県知事の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない(法第22条第4項)。 |
| 記載すべき事項 | 業務方法書に記載すべき事項は、「地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則」(仮称)で定める(法第22条第2項)。 |
| 記 載 事 項 | |
| 業務の委託 | 法人は、法第21条第2号に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。 |
| 競争入札その他契約に関する基本事項 | ○法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより一般競争に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができるものとする。 |